

鹿教保第716号
平成17年2月9日
(保健体育課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

学校における喫煙対策の実施について（依頼）

このことについては、これまで各学校において完全分煙化を推進するようお願いしてきたところです。

このたび、健康増進法の趣旨を徹底し、児童生徒及び職員の健康の保持増進と快適な学校環境の形成を更に推進するため、県立学校における喫煙対策について別添写しのとおり通知しました。

ついては、市町村教育委員会におかれましても、敷地内禁煙の取組が推進されますようお願いいたします。

連絡先：健康教育係（澤田，久保） TEL 099-286-5316 FAX 099-286-5671
--

鹿教保第716号
平成17年2月9日
(保健体育課扱い)

各県立学校長 殿

教 育 長

学校における喫煙対策の実施について (通知)

このことについては、これまで各学校において完全分煙化を推進するようお願いしてきたところです。

このたび、健康増進法の趣旨を徹底し、児童生徒及び職員の健康の保持増進と快適な学校環境の形成を更に推進するため、学校における喫煙対策を下記により実施しま

については、職員及び関係者に周知し、対策が円滑に実施されるようお願いいたします。

なお、禁煙を希望する職員への支援等については、産業医や学校医、学校薬剤師等に相談・協力を得ながら進めてください。

記

1 喫煙対策の方法

学校の敷地内は終日「全面禁煙」とする。

2 実施時期

平成17年4月1日から実施する。ただし、学校の実情により4月1日からの実施が困難な場合は、8月31日までを周知及び準備期間として9月1日から完全実施する。

3 配慮事項

- (1) 職員に対しては、職員会議や衛生委員会などを通じて周知・徹底を図る。
- (2) 保護者、学校施設利用者その他来校者に対して、PTA総会や学校施設利用説明会等あらゆる機会を活用するとともに、掲示物や学校だより等により周知を図り、協力を求める。
- (3) 学校行事等を実施する場合、案内状や要項に敷地内禁煙について明記して周知を図り、協力を求める。
- (4) 喫煙習慣のある職員に対しては、産業医や学校医、学校薬剤師等の協力を得て、禁煙やストレス等に関する効果的な対処法についての相談・助言及び指導の場を設定するとともに、関係機関等が実施する健康相談事業について積極的な紹介を行う。
- (5) 喫煙者への偏見や差別がないよう十分配慮する。

連絡先：健康教育係 (澤田, 久保)
TEL 099-286-5316
FAX 099-286-5671